

# 那須烏山市イメージキャラクターデザイン使用取扱マニュアル

## 1. はじめに

那須烏山市のイメージキャラクター「ここなす姫」、「からすまる」、「やまどん」のデザインを使用するには、事前にデザイン使用申請が必要です。



「ここなす姫」



「からすまる」



「やまどん」

## 2. デザイン使用申請が不要な場合

以下に該当し、デザインを加工せずに使用するときは、申請なしでデザインを使用できます。

- ・那須烏山市が使用するとき
- ・国や他の地方公共団体が使用するとき
- ・報道機関が、報道又は広報の目的で使用するとき

※デザインを加工使用の場合は、まちづくり課へのデザイン使用申請が必要になります。

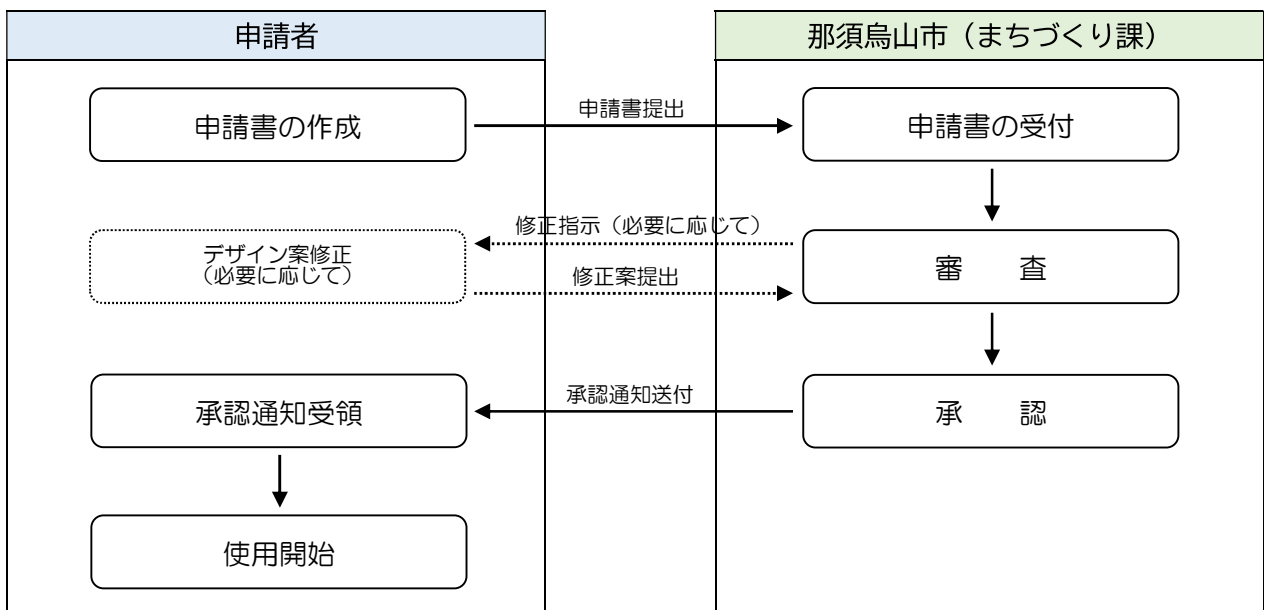
※「加工使用」とは、デザインの部分使用やデザインに他の図柄や文字を重ねての使用、その他の変形・加工による使用を指します。3ページを参考にしてください。

## 3. デザイン使用申請の手順

デザイン使用申請は以下の書類の提出が必要です。

- ・イメージキャラクターデザイン使用申請書
- ・企画書、見本品その他のデザインの使用状況が分かる書類

<申請の流れ>



#### 4. デザイン使用申請にあたって

- (1) 申請可能な使用期間は原則2年以内です。(営利を目的としないチラシやパンフレット等の印刷物へのデザインの使用を除く)
- (2) 使用期間終了後も継続して使用する場合は、改めて申請し承認を受ける必要があります。
- (3) 商品にデザインを使用する場合は、使用承認を受けた期間における年度ごとの使用の実績について、「イメージキャラクターデザイン使用商品販売実績報告書(別記様式第4号)」を作成のうえ、翌年度の5月末日までに提出してください。

#### 5. デザイン使用のルール

那須烏山市イメージキャラクターのデザインを使用する際は、次の事項を遵守してください。

- (1) 使用目的を守ること  
申請した目的以外での使用はできません。
- (2) デザインをみだりに変更しないこと  
デザインの色や形をみだりに変更してはいけません。変更を加える場合は、まちづくり課との協議が必要です。
- (3) 権利の譲渡禁止  
承認を受けた権利を他者に譲ったり貸したりしてはいけません。
- (4) 財産権の取得禁止  
デザインを使って商標権や著作権などの権利を取ることはできません。
- (5) 那須烏山市のキャラクターであることの明示  
使用する際は、キャラクターが那須烏山市のイメージキャラクターであることを明確に示してください。
- (6) 使用承認条件の遵守  
承認時に付された条件があれば必ず従ってください。

#### 6. デザインの具体的な取扱い

##### (1) 名前等の表記

デザインを使用するときは、那須烏山市のイメージキャラクターであることが明確にわかるよう「©那須烏山市」、「(C)那須烏山市」等の表記とともに、キャラクターの名前の表記をお願いします。(デザインの付近に配置してください。)

##### 【◎正しい例】



やまどん ここなす姫 からすまる  
©那須烏山市

【◎正しい例】



ここなす姫 ©那須烏山市

【◎正しい例】



(C)那須烏山市 からすまる

【◎正しい例】



Yamadon  
©Nasukarasuyama city

(2) デザインの加工について

キャラクターのイメージの同一性を保つため、加工を加える場合は、次の事項に従ってください。

●縦・横比率の改編

デザインの縦・横比率の改編は行わないでください。

【◎正しい例】



【×誤った例】



【×誤った例】



●色の変更

原則、デザインの色の変更はできません。色を変更せずご使用ください。

白黒、グレースケールは可とします。

【◎正しい例】

①カラー



【◎正しい例】

②白黒 (グレースケール)



【×誤った例】



### ●ロゴや文字列をデザインと重ねる加工

市のイメージキャラクターが特定企業の広告塔やイメージキャラクターと誤認されることがないよう、特定の企業や団体、個人等のロゴマークや名称を、イメージキャラクターのデザインに重ねたり、イメージキャラクターに持たせたりすることはできません。

【×誤った例】



【×誤った例】



### ●デザインの文字入れを想定した専用スペースへの文字入れについて

デザインの文字入れを想定した専用スペース（キャラクターが手に持っている巻物等）への文字表示は、「加工使用」には当たりません。ただし、当該スペースに入れる文字やデザインは公共的な案内文やメッセージ内容に留めてください。

以下のような内容については、当該スペースに入れることを禁止します。

- ・特定の企業や団体のロゴマーク
- ・企業の広告・宣伝に該当し、独占的なイメージ形成を助長する表現

※このほか、市が適切でないと判断した場合はデザインの使用の中止を求めることがあります。

【◎正しい例】



【×誤った例】



【×誤った例】



### ●その他の加工等

市のイメージキャラクターに動きをつける、衣装を着せる等の上記以外の加工を加える場合、または、申請者が新たにイメージキャラクターを使用し作成したデザインを使用したい場合は、キャラクターのイメージの同一性を保つため、全て市との協議を要します。

#### 【問合せ先】

那須烏山市まちづくり課 なすから暮らし推進グループ  
〒321-0692 栃木県那須烏山市中央1-1-1  
TEL：0287-83-1151 FAX：0287-83-1142  
E-Mail：machizukuri@city.nasukarasuyama.lg.jp